

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年大蔵省令第三十六号）

改 正 案				現 行			
第一号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) <p style="text-align: center;">(略)</p> 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者(大量保有者/1)】 (7) (1)・(2) (略) (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10) ① 【保有株券等の数】				第一号様式 【表紙】 【提出書類】 (2) <p style="text-align: center;">(略)</p> 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者(大量保有者/1)】 (7) (1)・(2) (略) (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 (10) ① 【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1項	法第27条の23第3項第2項		法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1項	法第27条の23第3項第2項
株券(株)				株券(株)			
新株予約権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>F</u>	新株引受権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>G</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>B</u>	—	<u>G</u>	新株予約権証券(株)	<u>B</u>	—	<u>H</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>C</u>		<u>H</u>	新株予約権付社債券(株)	<u>C</u>	—	<u>I</u>
株券預託証券				対象有価証券 カバードワラント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券関連預託証券	<u>D</u>		<u>I</u>	株券預託証券			
対象有価証券償還社債	<u>E</u>		<u>J</u>	株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>	対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>N</u>			合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>
保有株券等の数(総数)	<u>O</u>			信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		

(M+N+O-P)			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J)	<u>P</u>		

② (略)

(4)～(6) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株予約権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>B</u>	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>C</u>		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>D</u>		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	<u>E</u>		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券	<u>N</u>		

保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J+K +L)	<u>R</u>		

② (略)

(4)～(6) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】(17)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株引受権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>G</u>
新株予約権証券(株)	<u>B</u>	—	<u>H</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>C</u>	—	<u>I</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>
対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>

等の数			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J)	<u>P</u>		

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株予約権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>B</u>	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>C</u>		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>D</u>		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	<u>E</u>		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡した	<u>N</u>		

信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	<u>P</u>		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J+K +L)	<u>R</u>		

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株引受権証書(株)	<u>A</u>	—	<u>G</u>
新株予約権証券(株)	<u>B</u>	—	<u>H</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>C</u>	—	<u>I</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>
対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>

ことにより控除する株券等の数			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (<u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u>)	<u>P</u>		

(2) (略)

(記載上の注意)

(1)～(9) (略)

(10) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～h (略)

i 新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。

j～l (略)

(ii) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

a (略)

b 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券又は旧転換社債等（第二号様式の記載上の注意bにおいて「旧新株引受権証券等」という。）がある場合には、その旨を注記すること。

c～e (略)

(12)～(19) (略)

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (<u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u>)	<u>R</u>		

(2) (略)

(記載上の注意)

(1)～(9) (略)

(10) 上記提出者の保有株券等の内訳

a～h (略)

i 新株の発行に際しては、当該株券の効力が生ずるまでの間は、その発行に係る株券は未だ保有していないものとみなして保有株券等の数を記載することができる。ただし、新株引受権証券を交付して新株の引受けの申込みをした場合には、株券が発行されるまでの間は当該新株引受権証券を保有しているものとみなして「新株引受権証券」欄に記載すること。

j～l (略)

(ii) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況

a (略)

b 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類の別がある場合には、その別を記載すること。なお、旧新株引受権証券又は旧転換社債等（第二号様式の記載上の注意bにおいて「旧新株引受権証券等」という。）がある場合には、その旨を注記すること。

c～e (略)

(12)～(19) (略)

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 「株券等の種類」欄には、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。</p> <p>なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。</p> <p>c～f (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>(略)</p> <p>a (略)</p> <p>b 「株券等の種類」欄には、株券、<u>新株引受権証書</u>、新株予約権証券、新株予約権付社債券等の別を記載し、株券等に種類がある場合には、その別を記載すること。</p> <p>なお、旧新株引受権証券等がある場合には、その旨を注記すること。</p> <p>c～f (略)</p>

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成二十二年大蔵省令第三十六号）

改 正 案				現 行			
第三号様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">(略)</p> 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者(大量保有者/1)】 (1)・(2) (略) (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 ① 【保有株券等の数】				第三号様式 【表紙】 【提出書類】 <p style="text-align: center;">(略)</p> 第1 (略) 第2 【提出者に関する事項】 1 【提出者(大量保有者/1)】 (1)・(2) (略) (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】 ① 【保有株券等の数】			
	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1項	法第27条の23第3項第2項		法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1項	法第27条の23第3項第2項
株券(株)				株券(株)			
新株予約権証券(株)	A	—	F	新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	G	新株予約権証券(株)	B	—	H
対象有価証券 カバードワラント	C		H	新株予約権付社債券(株)	C	—	I
株券預託証券				対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券関連預託証券	D		I	株券預託証券			
対象有価証券償還社債	E		J	株券関連預託証券	E		K
合計(株)	K	L	M	対象有価証券償還社債	F		L
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	N			合計(株)	M	N	O
保有株券等の数(総数)	O			信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		

(M+N+O-P)			
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J)	<u>P</u>		

② (略)

(4)～(6) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株予約権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>B</u>	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>C</u>		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>D</u>		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	<u>E</u>		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡した ことにより控除する株券	<u>N</u>		

保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J+K +L)	<u>R</u>		

② (略)

(4)～(6) (略)

第3【共同保有者に関する事項】(14)

1【共同保有者／1】(15)

(1) (略)

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株引受権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>G</u>
新株予約権証券(株)	<u>B</u>	—	<u>H</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>C</u>	—	<u>I</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>
対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>

等の数			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J)	<u>P</u>		

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株予約権証券(株)	<u>A</u>	—	<u>F</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>B</u>	—	<u>G</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>C</u>		<u>H</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>D</u>		<u>I</u>
対象有価証券償還社債	<u>E</u>		<u>J</u>
合計(株)	<u>K</u>	<u>L</u>	<u>M</u>
信用取引により譲渡した	<u>N</u>		

信用取引により譲渡した ことにより控除する株券 等の数	<u>P</u>		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+ F+G+H+I+J+K +L)	<u>R</u>		

② (略)

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1 (略)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第 3項本文	法第27条の23第 3項第1項	法第27条の23第 3項第2項
株券(株)			
新株引受権証書(株)	<u>A</u>	—	<u>G</u>
新株予約権証券(株)	<u>B</u>	—	<u>H</u>
新株予約権付社債券(株)	<u>C</u>	—	<u>I</u>
対象有価証券 カバードワラント	<u>D</u>		<u>J</u>
株券預託証券			
株券関連預託証券	<u>E</u>		<u>K</u>
対象有価証券償還社債	<u>F</u>		<u>L</u>
合計(株)	<u>M</u>	<u>N</u>	<u>O</u>

ことにより控除する株券等の数			
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>O</u>		
保有潜在株式の数 (<u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J</u>)	<u>P</u>		

(記載上の注意)
(略)

信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	<u>P</u>		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	<u>Q</u>		
保有潜在株式の数 (<u>A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L</u>)	<u>R</u>		

(2) (略)

(記載上の注意)
(略)